第二十条（見出しを含む。）中「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（住民票の記載の軽微な修正）

第二十条　法第十二条第一号に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

一　常用平易な文字（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下この号において同じ。）以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

二　文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正（前号に該当するものを除く。）

三　行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

四　地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

五　住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

六　共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

七　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

第二十一条（見出しを含む。）中「記録誤り等に係る情報」を「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に改める。

第二十三条の見出し中「発行者署名符号の漏えい等」を「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に改める。

第二十四条の見出し中「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同条中「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「によるものとし」を「により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、当該」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

第二十五条中「の総務省令」を「に規定する総務省令」に改め、同条第一号中「者（以下」を「者（次条において」に改め、「（平成十二年法律百二号）」を削り、「第四十四条」を「第八十条」に改め、同条第四号中「この号、次条第十六号及び第四十四条第二号において」を削る。

第二十六条中「の総務省令」を「に規定する総務省令」に改め、同条第一号中「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項」を「令第八条第二号」に改め、「（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名をいう。）」を削り、同条第二号中「この号、次号及び第四十四条第二号において」を削り、同条第三号中「第五号」を「第五号ニ」に改め、同号イ中「利用の」を「利用者となるための」に、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号」を「令第八条第二号」に、「第四十四条」を「第十三号及び第八十条第二号」に改め、同号ロ中「同規則」を「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」に改め、同条第十三号中「利用の」を「利用者となるための」に改め、同条第十四号ハ中「委託する」を「委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号及び第二十八条第二号ハにおいて同じ。）をする」に改め、同号ヘ中「き損」を「毀損」に改める。

第四十四条中「省令」の下に「の規定」を、「その他の書類」の下に「（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含む。）」を加え、「当該書類の」を「書類の」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同条各号列記以外の部分後段を削り、同条第一号中「申請書」の下に「、法第二十二条第二項に規定する申請書」を加え、「第六条第一項」を「第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」に、「提出された書類及び」を「提出され、又は」に、「法第五条の規定により当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日」を「当該書類の提出又は提示を受けた日」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、「利用の申込みに関する」を「利用者となるための申込みに関する」に改め、同号ロ中「利用」を「利用者となるため」に改め、同号ハ中「提出された書類及び」を「提出され、又は」に改め、同号ニ及びホ中「利用」を「利用者となるため」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定を受けた者（以下この号において「電子署名等確認認定事業者」という。）の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの　法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定の更新の日

イ　第二十七条第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）

ロ　第二十七条第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があったときのものに限る。）

ハ　第二十七条第三号の電子署名等確認設備の動作に関する記録

ニ　電子署名等確認設備及び第二十七条各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録

ホ　第二十八条第二号イの事項及びその変更に関する記録

ヘ　第二十八条第二号ロの事項及びその変更に関する記録

ト　電子署名等確認業務の全部又は一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する書類

チ　第二十八条第二号ニの監査の実施結果に関する記録

リ　事故に関する記録

ヌ　書類の利用及び廃棄に関する記録

第四十四条を第八十条とする。

第四十三条を削る。

第四十二条の見出し中「内容等」を「作成及び公表」に改め、同条第一項中「第五十七条第一項の」を「第六十九条の規定による」に改め、「運用規程」の下に「の作成」を加え、「都道府県知事」を「機構」に、「を適切に定める」を「について適切に定めることにより行う」に改め、同条第二項中「第五十七条第一項」を「第六十九条」に改め、同条を第七十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（訳文の添付）

第七十八条　市町村長は、法、令又はこの省令の規定により署名利用者、利用者証明利用者、開示請求者又は訂正等請求者から提示又は提出を受けることとされている書類が外国語により作成されている場合には、翻訳者を明らかにした訳文の添付を求めることができる。

（指定都市の区に対するこの省令の適用）

第七十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	対し、	対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下「住所地区長」という。）を経由して、
第四十一条第二項	対し、	対し、住所地区長を経由して、
第七十五条第二項及び第三項	令第二十六条第二項	令第三十二条の規定により読み替えて適用する令第二十六条第二項
	住所地市町村長を	住所地区長及び住所地市町村長を
	住所地市町村長に	住所地区長及び住所地市町村長に